

協議第 1 3 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提出する。

平成 14 年 12 月 11 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

一部事務組合等の取扱いについて

2 町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぎ、管理、運営は現行どおりとする。

その他の一部事務組合については、2 町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

平成 年 月 日確認